弁護団だより みんなして

No.37 発行 2015 年 2 月

「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL：03-3379-6770

【 最 近 の 動 き 】

東電・国・各地の動向		弁護団・原告団の取り組み	
１月２０日	福島第一原発、作業員が転落死亡	１月２０日	第１０回口頭弁論期日（福島市）
１月２２日	東京地検、東電元会長ら改めて不起訴	１月３１日	原告団沖縄支部会議（那覇市）
１月２９日	環境省、中韓貯蔵施設建設工事開始を発表	２月０１日	全国弁護団訴訟準備会責任論研究会（東京）
１月３０日	安倍首相、原発再稼働を信任されたとの認識示す	２月１２日	弁護団会議（東京）
２月０２日	関西電力、美浜原発３号機再稼働申請へ	２月１３日	原告団・弁護団合同会議（福島市）
２月０６日	原発事故避難者の高速道路無料化、来年３月まで延長へ		

証人尋問始まる！

～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第１０期日の報告～

１． たくさんの応援団が集まって

１月２０日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第１０回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日も、国と東電から書面が提出されました。

国の書面は、予見可能性について、現実に生じた事実経過を前提として結果発生の原因となった事象について判断されるべきであるとして、今回の地震・津波と同規模の地震・津波の発生を予見できなかったことから過失はないと主張し、“吉田調書”で述べられている平成３年の福島第一原発での事故（配管から水が漏れ非常用ディーゼル発電機が浸水した）が、被水対策を促す教訓となったのではないかという点についても、全く無関係の事故だと主張しています（準備書面１０）。

東電の書面は、平成３年の事故により非常用ディーゼル発電機などに対する被水対策の必要性が認識させられたとする原告の主張に対して、必要な対策はとってきており怠りはないと述べ、平成３年の事故からは内部溢水対策の必要性という十分な教訓を導いていると主張するもの（準備書面１３）、原告らに対して既に支払済みの賠償があるとして、その費目と一覧をまとめたものです（準備書面１４）。

期日当日は、前夜に氷点下３度まで冷え込みましたが、冬晴れの一日となって、あぶくま法律事務所前には３００名の原告団が集まりました。また、映画『あいときぼうのまち』の脚本を担当した井上淳一さん、ラジオ福島アナウンサーの大和田新さん、元ＮＨＫキャスターの堀潤さんが前回に引き続き駆けつけたほか、福島原発告訴団から代表の武藤類子さんほか２名、東京演劇アンサンブルの劇団員が東京から３０名、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団、原発事故

被害救済千葉県弁護団からも参加していただきました。さらには、山本太郎参議院議員も、沖縄の辺野古から戻ってきたばかりにもかかわらず、急遽参加されました。多彩なゲストによるリレースピーチが行われ、寒さを吹き飛ばす裁判所前集会となりました。

２．　３名の専門家の証人尋問

この日の期日では、３名の専門家証人に対する主尋問が実施されました。

中京大学教授で社会学が専門の成元哲証人は、高線量地域以外でも様々な被害が出ていることを、アンケート調査など各種の調査結果から明らかにしました。日常生活の変化、子どもの生活や行動の変化、精神健康状況の変化などの分析を通じて、放射線量だけで直ちに被害が決まるわけではなく、放射線量と心理社会的要因・社会経済的要因が相互に関連し複雑に絡み合って、具体的な被害が規定されることを丁寧に証言されました。

元中央大学教授で核燃料化学が専門の舘野淳証人は、安全の要としての冷却システムの脆弱性や、わが国における安全を軽視した原子力発電推進の歴史をふまえ、今回の事故の発生とその原因、事故の回避可能性などについて詳細に述べられました。また、スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故を契機とした国際的な原子力発電所の安全基準の進展の歴史と到達をふまえ、わが国でのシビアアクシデント対策の著しい怠りについても、原子力技術・規制の専門家の立場から明らかにされました。

金沢星陵大学女子短大教授で安全システムが専門の沢野伸浩証人は、航空機モニタリングの測定結果をもとに、地図情報システムを活用して、市町村ごとや原告の居住地ごとの放射性物質の汚染状況を明らかにしました。原告らの居住地が、今回の事故によって広域的かつ継続的に広く放射性物質によって汚染され、それが原告らの平穏生活権の侵害の基盤をなしていることなどについて、パワーポイントも用いながらの証言となりました。

それぞれの証言は大変わかりやすく、原告団が予定している今後の専門家証人の方々の証言内容にもつながる非常に有益な内容となりました。裁判所の関心も高く、とくに舘野淳証人に対しては、補充尋問に向けて、予め裁判所の問題意識が伝えられたほどでした。

３．　反対尋問に向けて

今回の証人尋問は、原発事故の被害者が救済を求めた訴訟において、全国に先駆けて初めて実施されたものということもあり、多くのメディアが複数の記者を派遣するなど、注目を集めました。

翌２１日付の各紙は、「生業訴訟で初の証人尋問」、「過酷事故対策で証人が不備指摘」、「過酷事故対策　怠る」といった見出しとともに、尋問の詳細を一斉に報じました。

次回期日では、国と東電による反対尋問が行われます。弁護団では、早くも反対尋問対策に向けて準備を開始しています。

次回期日は、３月２４日です！　ぜひご参加ください！！　　（弁護士・馬奈木厳太郎）

第 11 回口頭弁論期日（3/24）のお知らせ

１２：３０　あぶくま法律事務所集合
裁判所前行進します！！

【裁判所】

１０：３０～　成証人反対尋問（被告国２０分、東電４０分）
１３：１５～　舘野証人反対尋問（被告国１００分、東電６０分）＋裁判所の補充尋問６０分

【文化センター】

１３：４５～　浜矩子さん（同志社大学大学院教授）講演
１７：３０～　報告集会

アベノミクス批判など、テレビでお馴染み、浜矩子さんが来ます！！

次回も裁判所と会場を埋め尽くしましょう♪たくさんのご参加をお待ちしております。

裁判を傍聴させて頂いて

皆さま、福島原発告訴団団長の武藤類子と申します。

原告団長の中島さんよりお声をかけて頂き、裁判を傍聴させて頂きました。

「生業を返せ、地域を返せ！」裁判は、損害賠償裁判であると共に、原発事故における国や東電の責任を問うと言う点で、私たち告訴団との共通点があり、実際に裁判の場でどのように展開されるのか大変関心がありました。証人の成さんによる「不安や生活の質の低下という被害」という被害の定義は、まさに今回の原発事故独特の被害の実態を表していると思いました。証人舘野さんの、軽水炉が持つ熱暴走しやすい弱点についてや、原研において不十分な安全対策に批判的な人への圧力や排除についての証言は、原発事業者の安全に対する姿勢を問うものでした。証人澤野さんは、システム工学の技術を駆使し、原告全員の居住地の放射能汚染状況を地図に著しました。原告の被害が可視化できる、説得力のある証拠であると思いました。朝早くから熱心に集まった原告たちには「今日の見どころ、聞きどころ」と言うプリントが配られ、難しい裁判のポイントが良く分かるように工夫されて感心致しました。

1 月 22 日、私たち告訴団の告訴は再度の不起訴処分となりました。検察は何も津波対策をとらなかった東電の罪は問わないと言うのです。しかし、吉田調書をはじめ政府事故調の調書も一部開示され、東電や保安院などの津波対策への不作為が明らかにされた今、不起訴は到底あり得ません。再度の検察審査会で「起訴議決」を得、強制起訴となるよう頑張りたいと思います。

昨年11月には、生業訴訟原告団にも賛同頂き、「原発事故被害者集会」を開催することができました。事故から4 年、被害者は救済されず原発事故は無いものにされようとしている今、被害者が立場を超えてつながり、力を合わせて行くことが必要だと切実に思っています。今後とも、連帯を深めて行きましょう。よろしくお願い致します。

「福島に行って」

東京演劇アンサンブル　尾崎太郎

「生業を返せ！地域を返せ！」福島原発訴訟の皆さん、僕は東京演劇アンサンブルという劇団の尾崎太郎というものです。俳優です。

東京演劇アンサンブルは、東京の外れの方、練馬の武蔵関という町で「ブレヒトの芝居小屋」という劇場を拠点に活動している劇団です。劇団は今年で61年、僕は劇団で16年目になります。集団のなかでこそ人が育つという事を信じて、芝居をつくっています。

弁護団の馬奈木厳太郎事務局長とご縁が出来たことから、劇団代表の志賀澤子はじめ30名のメンバーで、1月20日の第10回期日に、裁判の傍聴と報告会、それに交流会にまで参加させてもらうことが出来ました。翌日は馬奈木さんの素晴らしいコーディネートと原告団副団長の紺野さんの案内で、飯舘村から浪江町の請戸小学校を見て、お昼には中島団長に中島ストアのお弁当を届けてもらいました（中島さん美味しかったです！）。双葉町のアーチ、打ち捨てられた富岡駅前と行き、最後に広野町の高野病院で、事務長の高野己保さんから、震災から今までの困難の中でどうやって地域にただ一つの病院をやっていっているかという話を聞かせてもらいました。

濃密な二日間で心が動くことばかりだったのですが、特に忘れないでおこうと思うことがありました。それは浪江町の紺野さんのお家にお邪魔した時に見た、雛人形のことです。

まだ新しい立派な紺野さんのお家を見せてもらっていると、畳の部屋に子供の遊具と雛人形がありました。雛人形は凄く新しく綺麗に見えたので、紺野さんにいつ頃のものかお聞きしたところ、2011年の節句に合わせて、3才になるお孫さんの為に用意したものだとの事でした。その雛人形が今も綺麗なまま飾られてあったのです。

頭にきました。何なんだこれはと思いました。なかなか自分のこととして考えられなかった福島の現実を初めて実感出来た気がしました。

今までは、所詮は東京で芝居をやっているだけの僕などに福島にコミットする資格はないよななんて思いながら、結局は他人事でした。これからは皆さんの活動に学びながら、僕らも継続して生業訴訟の力になれる方法を探して行きたいと思います。宜しくお願いします！

未完成居住用不動産等賠償請求ＡＤＲ事件解決のご報告

弁護士　津村　八江

１．　事件の概要

申立人である牧野さんは、終の棲家として自給自足のできる自宅を建てて暮らしたいと願い、平成１９年に福島でようやく自然に満ちあふれた理想の土地を手に入れ、トレーラーハウスを設置して自ら自宅を建築し、８割方完成したところで福島第一原発事故が発生しました。福島のご自宅は帰還困難区域からわずか１キロで、光熱暖房を全て自宅前の山から切り出した薪で賄う予定でしたが山林の除染計画もなく、自宅が完成しても住むことができなくなりました。

２．　争点

争点は「避難者か」と「未完成新築建物の評価」でした。

牧野さんは年の半分ほど福島で自宅を建築しながら暮らし、それ以外も建築のために必要な資材等の買い付けや、福島の実家で使用する家具を関東の居宅で作成して生活していました。生活の本拠は福島にありましたが、東電は福島の自宅が建築途中であることや住民票が移転されていないことから、福島は仮住まいに過ぎず「避難者」ではなく、避難慰謝料は発生しないし不動産も居住用不動産ではなく固定資産税を基礎として評価されるべき（東電主張額は、土地については平成１９年の購入金額の１割にも満たないものであり、建物の賠償も留保しました。）と主張しました。これに対し、申立人側は、陳述書で生活状況を立証し、不動産についても建築に実際にかかった費用として、福島県の住宅工事費予定総額等から福島の自宅での建築相当費用と実費を主張しました。

この点、ADR では、建物が完成したと思われる時期から通常の慰謝料を割合的に減額（関東にも居所があったことを加味）した額での慰謝料を認め、不動産についても福島県の平均新築単価を基礎に、完成度を乗じた額を賠償額として提示されました。

３．　東電の対応

当初、平成２５年５月末に直接請求を申立てましたが、担当が決まらないとの返答ばかりで長期間話が全く進まず、ようやく東電から出た結論は上記の通りでした。平成２５年１２月に ADR を申立てましたが、最終的に和解となったのは平成２７年１月末でした。東電は和解案が示された後に山林部分の立木が賠償に含まれなければ和解に応じられない等の新たな主張をし、和解成立が伸びました。不当な蛇き伸ばしではないかと思われることが何度もあり、最終的な和解案に際しては、ADR も期限までに回答がなければ遅延損害金を付す和解契約書案を再提示するとする程で、早期解決を顧慮しない東電の対応に加害者としての認識の欠如を感じます。また、東電の主張も内部のマニュアルに沿った杓子定規なもので、被害者の事情を真剣に受け止めてもいないと感じます。長い闘いでしたが、牧野さんにご納得頂ける賠償内容を勝ち取れたことが何よりと思います。東電の対応の改善を強く望みます。

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- **ホームページ** ☛ http: / /www.nariwaisoshou.jp/
- **facebook** ☛ https://www.facebook.com/nariwaikaese
- **Twitter** ☛ @NARIWAIbengodan （なりわい弁護団）

※題字「みんなして」は、津村八江弁護士の筆によるものです。